

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三六
 - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三六
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三六
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 三六
 - 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 三六
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 三六
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三六
 - 県営土地改良事業計画を定めた件 三六
 - 道路の区域を変更する件 三六
- 公 告**
- 一般競争入札を行う件三件 三六
 - 福 島 県 警 察 本 部 三六
 - 福 島 県 警 察 庁 舎 管 理 規 程 三六

告 示

福島県告示第五百三十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成三十年六月十六日救急病院として認定した。

平成三十年六月二十二日

名称
あづま脳神経外科病院

所在地
福島県知事 内堀 雅 雄
福島市大森字柳下一六番地の 平成三十年六月十五日
認定有効期限

（地域医療課）

福島県告示第五百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年六月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐久間内科小児科医院	二本松市本町一―三三七	平成三〇年五月一日
霊山トレーニングセンター 診療所	伊達市霊山町石田字彦平一―一八	同 年八月三日
医療法人昭美会 ホワイト 歯科医院	須賀川市西の内町五六	同 年五月一日
フロンティア薬局 相馬店	相馬市石上字南蛭沢六二―一三	同 日
流薬局	東白川郡棚倉町大字関口字上志宝七三	同 年四月一日

（社会福祉課）

福島県告示第五百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成三十年六月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
	福島県知事 内堀 雅 雄	

高橋内科医院	二本松市油井字中田二二一	平成三〇年四月一日
佐久間内科小児科医院	二本松市本町一―二三七	同 月三〇日
栗城歯科医院	会津若松市滝沢町五一九四	同 月三一日
医療法人昭美会 歯科医院	須賀川市東町二七	同 日
桜ヶ丘デンタルクリニック	相馬市中村字川沼四六	同 日
渡部歯科医院	大沼郡会津美里町字地尻甲三〇三九	同 日
高久歯科医院	西白河郡矢吹町中町四二五	同 月二八日
かぼちゃ薬局 天神店	会津若松市天神町三一〇	同 月三一日
フロンティア薬局 相馬店	相馬市石上字南蛭沢六二一―五	同 月一日
流薬局	東白川郡棚倉町大字流字森ノ内五二―二	同 月二日

(社会福祉課)

福島県告示第五百三十七号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成三十年六月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
西会津町国民健康保険新郷診療所	耶麻郡西会津町新郷大字笹川字笹川平五八九	平成三〇年四月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。
平成三十年六月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
医療法人社団登龍会 中央歯科医院	東白川郡棚倉町大字棚倉字宮下一九九―三	平成三〇年五月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
平成三十年六月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
中崎 英之	須賀川市西川西田二九七―二セジュ―	ふじ整骨院	須賀川市菅田塚一八一	平成三〇年四月一日

ル雅一〇一

(社会福祉課)

福島県告示第五百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年六月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社 みはる調剤 薬局	田村郡三春町字大町三二一	有限会社 みはる調剤 薬局	田村郡三春町字大町三二一	平成三〇年 五月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
訪問看護 い わせ長寿苑	須賀川市矢 沢字明池一 五八	社会福祉法 人いわせ長 寿会	郡山市久留米 六一五四一三	同 四月一日	訪問看護
グループ ホームず らんあかり	須賀川市森 宿字横見根 六六一七	特定非営利 活動法人 豊心会	須賀川市東作一 八一三	同 日	認知症対 応型共同 生活介護 介護予 防認知症 対応型共 同生活介 護

(社会福祉課)

福島県告示第五百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、上高久地区に係る県営農村地域防災減災事業（用排水施設等整備）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成三十年六月二十五日から
同 年七月十七日まで
(二十三日間)
- 三 縦覧の場所
いわき市役所

(農村計画課)

福島県告示第五百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	いわき市遠野町根岸字 下根岸三一番一地先か ら 同 市遠野町根岸字 下根岸一八五番八地先 まで	変更前 変更後	七・四 四一・三 (メートル)	五二〇・〇 五一〇・〇 (メートル)

(道路計画課)

公 告

公告第144号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク端末等機器更新業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年6月22日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県総合情報通信ネットワーク端末等機器更新業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成31年3月29日まで
- (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）ほか137箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様と同等程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年7月11日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県危機管理部危機管理総室災害対策課分室

電話024-521-7195

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成30年6月22日（金）から同年7月11日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙70枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年7月6日（金）午後5時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成30年8月2日（木）午後2時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎11階災害対策課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年8月1日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなけ

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required : Update of the integrated information and telecommunications network system of the Fukushima Prefectural Government 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 2 August 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 1 August 2018
- (4) Contact point for the notice : Disaster Prevention Division Annex Room, Planning and Coordination Section, Risk Management Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7195

(災害対策課)

公告第145号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県防災事務連絡システム更新業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年6月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県防災事務連絡システム更新業務 一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結日から平成31年3月29日まで
 - (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）ほか82箇所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) この公告に示した仕様と同等程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示

した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年7月11日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県危機管理部危機管理総室災害対策課分室

電話024-521-7195

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成30年6月22日(金)から同年7月11日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙70枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年7月6日(金)午後5時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 平成30年8月2日(木)午後3時

(2) 場所 福島県庁西庁舎11階災害対策課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年8月1日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : Disaster Prevention Office Network System 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 3:00 p.m., 2 August 2018

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 1 August 2018

(4) Contact point for the notice : Disaster Prevention Division Annex Room, Planning and Coordination Section, Risk Management Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima

960-8670 Japan TEL024-521-7195

(災害対策課)

公告第146号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年6月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン（福島県警察用）606台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年2月28日（木）
- (4) 納入場所 福島県警察本部警務部情報管理課ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年7月20日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年7月20日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年6月22日（金）から同年7月20日（金）まで（土曜日、日曜日、及び同月16日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年7月6日（金）午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年7月6日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年8月7日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月6日（月）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook Personal Computer (for Fukushima police) 606units
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 7 August 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 6 August 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県警察本部告示第14号

福島県警察庁舎管理規程を次のように定める。

平成30年6月22日

福島県警察本部長 松本 裕之

福島県警察庁舎管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第11条）
- 第2章 本庁舎（第12条－第29条）
- 第3章 県本部特定庁舎及び署庁舎（第30条・第31条）
- 第4章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、福島県公有財産規則（平成3年福島県規則第23号。以下「公有財産規則」という。）に定めるもののほか、福島県警察（以下「県警察」という。）の庁舎管理に関する基本的事項を定めることにより、県警察の庁舎（これに附属する工作物及び敷地を含む。以下「庁舎」という。）の適正な管理及び適切な使用を図り、もって公務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁舎 福島県警察本部（以下「県本部」という。）のうち福島市杉妻町5番75号に所在する庁舎をいう。
- (2) 県本部特定庁舎 本庁舎を除く県本部の庁舎をいう。
- (3) 県本部庁舎 本庁舎及び県本部特定庁舎をいう。
- (4) 署庁舎 警察署の庁舎（分庁舎及び交番等を含む。）をいう。
- (5) 交番等 交番その他の派出所又は駐在所の庁舎をいう。

（総括庁舎管理者）

第3条 庁舎の管理に関する事務を総括し、この規程を適切に実施するため、総括庁舎管理者を置き、警務部長をもって充てる。

（庁舎管理者）

第4条 県本部庁舎又は署庁舎を管理するため、庁舎管理者を置き、県本部庁舎にあっては警務部施設装備課長（以下「県本部庁舎管理者」という。）を、署庁舎にあっては署長（以下「署庁舎管理者」という。）をもって充てる。

（庁舎管理補助者）

第5条 庁舎管理者を補助させるため、県本部特定庁舎及び警察署の分庁舎に庁舎管理補助者を置き、別に指定する者をもって充てる。

（使用責任者等）

第6条 執務室（庁舎において業務を行う事務室及び附属する室をいう。）、会議室、道場等（以下「執務室等」という。）の保全、清潔の保持等に当たらせるため、執務室等に使用責任者を置き、県本部庁舎にあっては関係する課長、研究所長、隊長又は校長を、署庁舎にあっては関係する副署長若しくは次長、地域交通官、刑事官若しくは会計官若しくは警察署の課長又は署庁舎管理者が指定する者をもって充てる。

2 使用責任者は、補助者（以下「使用補助者」という。）を指名することができる。

（防火管理者）

第7条 防火管理者（消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する防火管理者をいう。以下同じ。）を置くことが義務付けられている庁舎においては、庁舎管理者が、庁舎管理者若しくは庁舎管理補助者又は当該庁舎に勤務する職員（県警察に勤務する職員（東北管区警察局福島県情報通信部の職員を含む。）をいう。以下同じ。）の中からこれを選任する。

（防災管理者）

第8条 防災管理者（消防法第36条第1項において読み替えて準用する同法第8条第1項に規定する防災管理者をいう。以下同じ。）を置くことが義務付けられている庁舎においては、防災管理者は防火管理者をもって充てる。

（火災予防責任者）

第9条 執務室等における火災の予防に当たらせるため、火災予防責任者を置き、使用責任者又は使用補助者をもって充てる。

2 火災予防責任者は、執務室等ごとに置くものとする。

(盗難予防責任者)

第10条 執務室等における盗難の予防に当たらせるため、盗難予防責任者を置き、使用責任者又は使用補助者をもって充てる。

2 盗難予防責任者は、執務室等ごとに置くものとする。

(火災等の場合の措置)

第11条 防火管理者(防災管理者を置く庁舎においては、防災管理者。次項において同じ。)は、庁舎に火災その他の事故が発生した場合、直ちに庁舎の保全のため適切な措置を講じなければならない。

2 防火管理者は、火災を予防し、又は火災その他の事故に対処するため、あらかじめ消防等計画を作成し、必要な器具及び器材を備え、消防体制等を確立するなど必要な措置を講じなければならない。

3 庁舎管理者は、電気設備の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、あらかじめ保安規程(電気事業法(昭和39年法律第170号)第42条第1項に規定する保安規程をいう。)を作成し、必要な措置を講じなければならない。

第2章 本庁舎

(本庁舎出入口の開閉時間)

第12条 本庁舎出入口の開閉時間は、休日(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日をいう。)を除き、次表のとおりとする。

区 分	開 門 時 間	閉 門 時 間
正 面 玄 関	午 前 7 時	午 後 7 時
北 側 通 用 口	常 時	閉 門
メ イ ン ゲ ー ト	午 前 7 時	午 後 7 時
サ ブ ゲ ー ト	午 前 7 時	午 後 7 時

2 前項の規定にかかわらず、県本部庁舎管理者は、必要と認めるときは、前項に定める開閉時間を変更することができる。

(警戒勤務員)

第13条 県本部庁舎管理者は、本庁舎における秩序の維持その他の理由により必要と認めるときは、立番警戒等を行わせるため、警戒勤務員を配置する。

(受付勤務員)

第14条 本庁舎に総合受付を置き、来庁者の受付、案内等に当たらせるため、受付勤務員を配置する。

(IDカード及び入庁証)

第15条 本庁舎の入庁管理は、IDカード(使用者を識別するための番号が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録されたカードをいう。以下同じ。)又は入庁証により行うものとする。

2 県本部庁舎管理者は、庁舎の適正な管理及び適切な使用を図るためIDカード又は入庁証の貸与に際し、氏名、入庁の目的等を記入させるなど必要な措置を講ずることができるものとする。

3 IDカード又は入庁証の貸与、管理その他の必要な事項は、別に定める。

(鍵の管理)

第16条 本庁舎の執務室等の鍵は、特に指定するもののほか、執務時間(福島県の執務時間を定める規則(平成元年福島県規則第57号)に規定する県の執務時間をいう。以下同じ。)内は使用責任者、執務時間外は県本部庁舎管理者が管理するものとする。

(防犯カメラの設置)

第17条 本庁舎における犯罪又は不当な行為の防止のため、防犯カメラを設置し、運用するものとする。

2 県本部庁舎管理者は、防犯カメラ(当該カメラによって記録された画像を含む。)の適正な運用に努めなければならない。

(紛失、損傷等の場合の措置)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合は、職員又は来庁者は速やかに県本部庁舎

管理者に報告しなければならない。

- (1) 本庁舎を損傷し、又は汚損した場合
- (2) 本庁舎の施設に故障があった場合
- (3) 本庁舎の執務室等の鍵を紛失又は損傷した場合
- (4) IDカード又は入庁証を紛失又は損傷した場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県本部庁舎管理者に報告が必要と認められる場合
(立入制限)

第19条 県本部庁舎管理者は、本庁舎において、庁舎の管理、秩序の維持、事故の防止、職員の安全確保、情報の管理その他の理由により必要と認めるときは、立ち入ることができる場所を制限することができる。

- 2 県本部庁舎管理者は、職員以外の者が本庁舎に立ち入ろうとする場合において、秩序の維持及び事故の防止のため特に必要と認めるときは、立入りの目的、立ち入ろうとする者の氏名等を明らかにさせ、立ち入ることができる者の人数、立入りの時間等を制限し、その他必要な措置を講ずることができる。
(電熱器具等の使用制限)

第20条 本庁舎において、電子レンジ、ヒーター、ストーブその他電熱器具を使用しようとする者は、あらかじめ県本部庁舎管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(広告物等の制限)

第21条 本庁舎において、広告物、ビラ、ポスター、看板その他これらに類する物(以下「広告物等」という。)を掲示し、又は設置しようとする者は、あらかじめ広告物等(見本、ひな形、図面等を含む。)を県本部庁舎管理者に提示し、その承認を受けなければならない。

(駐車場所の指定等)

第22条 県本部庁舎管理者は、本庁舎における自動車その他の車両の駐車場所を指定するものとする。

- 2 県本部庁舎管理者は、本庁舎における通行の安全と円滑を図るため、自動車その他の車両の一方通行、速度制限、駐車禁止その他必要な措置を講ずることができる。

(庁舎使用の制限)

第23条 県本部庁舎管理者は、職員以外の者が、次条から第26条までの規定により本庁舎を使用しようとするときは、公有財産規則第32条各号に掲げる場合に準じ、かつ、県警察の行政施策に直接関係を有し、庁舎の管理、秩序の維持、事故の防止、職員の安全確保及び情報の管理に支障を生ずるおそれがないと認める場合に限り、あらかじめ申請させ、承認することができる。

- 2 前項に規定する場合以外においては、本庁舎の執務室等は、別に定める場合を除き、職員以外の者に使用させてはならない。

(写真撮影等の制限)

第24条 県本部庁舎管理者は、職員以外の者で、本庁舎において写真、動画等の撮影又は録音をしようとするものがある場合は、庁舎の管理、秩序の維持、事故の防止、職員の安全確保及び情報の管理に支障を生ずるおそれがないと認める場合に限り、あらかじめ日時、目的等を申請させ、承認することができる。

(庁舎見学)

第25条 本庁舎の見学をしようとする者は、あらかじめ日時、人員、責任者等を県本部庁舎管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(その他承認を必要とする行為)

第26条 職員以外の者は、本庁舎において物品の販売、勧誘、寄附の募集、宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、県本部庁舎管理者が認める場合は、その行為を承認することができるものとする。

- 2 前項の承認に当たっては、公有財産規則第32条各号に掲げる場合であって、かつ、県警察の行政施策に直接関係を有し、庁舎の管理、秩序の維持、事故の防止、職員の安全確保及び情報の管理に支障を生ずるおそれがないと認める場合に限り、あらかじめ申請させ、承認することができる。

(承認の条件等)

第27条 県本部庁舎管理者は、第20条から第25条まで(第22条を除く。)の規定による承認をする場合において、本庁舎の管理に必要と認めるときは、必要な条件を付すことができる。

- 2 県本部庁舎管理者は、前項の条件に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

3 第20条から前条まで（第22条を除く。）の規定による承認をする場合の手続については、別に定める。

（禁止行為等）

第28条 本庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 爆発物その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとすること。
 - (2) 小型無人機（国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。次号において「小型無人機等飛行禁止法」という。）第2条第3項に規定する小型無人機をいう。）を飛行させる行為をし、又は行為をしようとする事。
 - (3) 特定航空用機器（小型無人機等飛行禁止法第2条第4項に規定する特定航空用機器をいう。）を用いて飛行し、又は飛行しようとする事。
 - (4) 職員に面会を強要し、乱暴な言動又は著しく不快の念を起ささせる行為をすること。
 - (5) 示威運動又はけん闘にわたる行為をすること。
 - (6) 旗、のぼり、プラカードその他これらに類する物、拡声器、宣伝カー等を持ち込み、又は持ち込もうとすること。
 - (7) 県警察の業務に関係のない文書、図面等を頒布し、又は頒布しようとする事。
 - (8) 座込みその他来庁者の迷惑となるような行為をし、又は行為をしようとする事。
 - (9) 県警察の業務に関係のない職員以外の者が、庁舎に留まっていること。
 - (10) 庁舎、備品等を損傷し、若しくは汚損し、又は庁舎の美観を損する行為をし、若しくは行為をしようとする事。
 - (11) 指定された場所以外で喫煙、火気の使用その他これらに類する行為をし、又は行為をしようとする事。
 - (12) 立入りが制限された場所に立ち入り、又は立ち入ろうとする事。
 - (13) 指定された駐車場所以外に駐車をし、又は駐車をしようとする事。
 - (14) 承認又は許可を受けるべき行為を承認又は許可を受けないですること。
 - (15) 前3号のほか、県本部庁舎管理者が講ずる前条までの措置に従わないこと。
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理、秩序の維持、事故の防止、職員の安全確保若しくは情報の管理に支障を生ずるおそれのある行為をし、又は行為をしようとする事。
- 2 県本部庁舎管理者は、前項各号のいずれかに該当すると認める行為をする者又は行為をしようとする者に対して、警告を発し、当該行為を中止させなければならない。
- 3 県本部庁舎管理者は、前項の警告に従わない者に対し、本庁舎から直ちに退去し、又は持込物を撤去することを命ずる等の措置を講ずるものとする。
- 4 県本部庁舎管理者は、前項の措置に従わない者には、職員に命じて直ちに退去させ、又は持込物を撤去させること等を行うものとする。
- 5 県本部庁舎管理者は、本庁舎の管理に必要があると認めるときは、本庁舎に立ち入ろうとする者又は立ち入った者に対して、所持品の検査を行うことができるものとする。

（庁舎の一部を使用している機関等の協力等）

第29条 県本部庁舎管理者は、本庁舎の管理に必要があると認めるときは、承認又は許可を受けて本庁舎の一部を使用している国の機関等に対して、この規程の施行に関し協力を求め、又は必要な指示をすることができる。

第3章 県本部特定庁舎及び署庁舎

（県本部特定庁舎への準用）

第30条 第16条から前条までの規定は、県本部特定庁舎について準用する。この場合において、「県本部庁舎管理者」とあるのは「庁舎管理補助者」と、「本庁舎」とあるのは「県本部特定庁舎」と読み替えるものとする。

（署庁舎への準用）

第31条 第16条から第29条までの規定は、署庁舎について準用する。この場合において、「県本部庁舎管理者」とあるのは「署庁舎管理者又は庁舎管理補助者」と、「本庁舎」とあるのは「署庁舎（分庁舎を除く。）又は警察署の分庁舎」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

（雑則）

第32条 この規程に定めるもののほか、庁舎の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

(会 計 課)